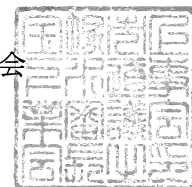


平成30年(2018年)3月26日

宝塚市長 中川 智子 様

宝塚市上下水道事業審議会  
会長 田中 智泰



上下水道料金の生活保護減免制度のあり方について (答申)

平成29年(2017年)12月21日付宝塚市諮問第36号で諮問のあった標記のことについて、本審議会は、慎重に審議、検討を重ねた結果、別紙のとおり結論を得ましたので答申します。

上下水道料金の生活保護減免制度のあり方について

答 申

平成 30 年（2018 年）3 月 26 日

宝塚市上下水道事業審議会

## 目次

1	はじめに	1
2	生活保護減免制度の創設から現在までの経過について	1
3	生活保護減免制度の運用状況	3
4	阪神間各市町における同様の制度の状況	4
5	生活保護減免制度の状況を踏まえた課題と当審議会における意見	4
6	生活保護減免制度のあり方についての当審議会の考え	5
7	おわりに	6
(参考資料)		
	宝塚市上下水道事業審議会委員名簿及び審議経過	7

## 1 はじめに

宝塚市では、水道が市民の日常生活に直結し、その健康を守るためにも欠くことのできないものであり、かつ、貴重な資源であることを常に念頭において、清浄にして豊富低廉な水の供給を図るために上水道事業を、また、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的として下水道事業を推進してきた。

これらの事業を推進するため、短期的のみならず、中長期的な視野に立って上下水道事業ともに経営戦略を策定するなど、継続的に事業を進めるために経営基盤を強化する一方、料金などの負担を使用者に求めることにも留意し、その運用に当たり様々な制度を創設してきた。

それらの制度のひとつとして、上下水道料金に係る「生活保護減免制度」がある。

この制度は宝塚市においては平成9年度に制定され、現在もなお料金の減免がなされている。しかしながら、生活保護世帯に支給される保護費の生活扶助基準の中には光熱水費が含まれていることが明らかな中で今後も料金を減免する必要があるのか、また、近隣他市町においては同様の制度はすでに廃止されていること、制度としての公平性に課題があることなどから、制度のあり方について市長から諮問があり、審議をすることとなった。

当審議会では、平成27年3月の「下水道事業経営のあり方について」の答申において、当該制度は見直すべきである、との意見を付している。

今般、改めて同制度の制定当時や現在の状況、上下水道局が地方公営企業として行う事業の中での同制度の位置づけ、近隣他市町の状況などを上下水道局から改めて確認し、制度のあり方に特化して審議を行い、諮問に対する答申として取りまとめる。

## 2 生活保護減免制度の創設から現在までの経過について

### (1) 生活保護減免制度の創設

平成9年度に消費税率が3%から5%に改定されることを契機に、それまでは上下水道料金に転嫁していなかった消費税相当分を転嫁することとし、料金の改定が行われた。

この改定に先駆けて市長から宝塚市水道事業経営審議会（現在の宝塚市上下水道事業審議会の前身）へ諮問があり、その際に「消費税の導入に併せて、他方で、低所得者等の生活困窮者に対する社会政策的配慮について、市福祉部局とも調整しつつ検討すべきことを提言したい。」との意見を付して答申をした。その結果、宝塚市水道事

業給水条例第 32 条の規定に基づく同条例施行規程第 20 条第 1 項第 1 号及び宝塚市下水道条例第 27 条の規定に基づく同条例施行規程第 24 条第 1 項第 1 号を根拠として、生活保護法に基づく保護を受けている世帯を対象に、上下水道料金を減免することが出来る「生活保護減免制度」が新設された。

この制度は、水道料金については基本料金を、下水道使用料については基本料金及び従量料金の 20 m<sup>3</sup>まで（2 ヶ月あたり）を、それぞれ減免することとしたもので、現在も施行されている。

## （2）生活保護減免制度見直しの考えと上下水道局の判断

平成 26 年 3 月、「下水道事業経営のあり方について」を主題とした諮問が市長から当審議会にあった。その議論のなかで生活保護減免制度のあり方について意見があり、最終的に「生活保護世帯に対するいわゆる福祉減免は、昨今の社会経済情勢等に配慮する必要はあるものの、水道料金及び下水道使用料は厚生労働省が定めた生活扶助基準の中に含まれており、使用者の負担の公平性を図る観点から、上記福祉減免制度を見直すべきである。」との意見を付して答申をしている。

その後、上下水道局は下水道使用料の改定を実施するにあたり、生活保護減免制度を廃止とするか否かについて審議会からの意見も参考にしながら検討したが、平成 27 年当時は生活保護費について 3 年をかけて段階的に引き下げられている状況にあり、厚生労働省事務次官からも、これらの影響への配慮を促す「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」との通知が出されるなど、下水道使用料改定による負担増に対する社会的経済情勢に配慮する必要があると判断したこと、また、阪神間の他市町においてもまだ同様の制度を持つ市があったことから、引き続き生活保護世帯への一定の配慮が必要と判断するに至り、生活保護減免制度は廃止とせず継続し、次回の下水道使用料見直しの際に再度検討することとされた。

### 3 生活保護減免制度の運用状況

#### (1) 宝塚市における生活保護世帯数

宝塚市における生活保護世帯数は以下のとおりである。

	生活保護 世帯数(世帯)
平成 23 年度	1,663
平成 24 年度	1,719
平成 25 年度	1,733
平成 26 年度	1,840
平成 27 年度	1,886
平成 28 年度	1,927

#### (2) 減免額及び世帯数

上下水道局における生活保護減免制度の適用による減免額及びその適用を受ける世帯数は以下のとおりである。

	水道料金 減免額 (円)	下水道使用 料減免額 (円)	減免額 合計 (円)	水道減免 世帯数 (世帯)	下水道減免 世帯数 (世帯)
平成 23 年度	17,671,824	8,796,451	26,468,275	1,387	1,326
平成 24 年度	17,614,747	9,308,912	26,923,659	1,477	1,412
平成 25 年度	15,863,670	9,567,192	25,430,862	1,529	1,464
平成 26 年度	15,635,592	9,577,710	25,213,302	1,542	1,480
平成 27 年度	16,653,528	10,090,872	26,744,400	1,570	1,511
平成 28 年度	16,878,348	12,470,032	29,348,380	1,599	1,539

#### (3) 運用状況についての考察

生活保護世帯数は年々増加しており、水道料金に係る減免額は、基本料金制を改めた平成 24 年度はそれ以前より下がったが、それ以降も増加傾向にある。また、下水道使用料に係る減免額についても世帯数増及び平成 28 年度の料金改定の影響もあって増加傾向にあるといえる。

(1) と (2) に示された世帯数を比較すると、生活保護世帯数よりも上下水道

料金の減免を適用している世帯数の方が2割程度少なくなっている。

これについては、上下水道局より、上下水道料金の生活保護減免の対象となる者が、「生活保護法（昭和25年法第144号）第6条第1項に該当する生活保護世帯で、かつ宝塚市内に居住し、上下水道局と給水契約をしている者」と要綱において定めているため、集合住宅に居住し家主が上下水道料金を徴収している場合は、上下水道局と給水契約をしている者が集合住宅の家主であることから、この場合の生活保護世帯を減免の対象としていないことによるものであるとの説明を受けた。

#### 4 阪神間各市町における同様の制度の状況

阪神間における他市町の同様制度の現況は以下のとおりである。（平成30年2月現在）

市名	水道料金の減免制度	下水道使用料の減免制度
宝塚市	基本料金（消費税相当額含む）	基本使用料（消費税相当額含む）及び従量使用料のうち20 m <sup>3</sup> /2ヵ月までを減免
尼崎市	元から制度なし	平成21年4月廃止
西宮市	平成18年4月廃止	平成18年4月廃止
芦屋市	元から制度なし	基本使用料（消費税相当額含む）
伊丹市	元から制度なし	元から制度なし
川西市	平成29年4月廃止	平成29年4月廃止
三田市	平成28年4月廃止	平成28年4月廃止
猪名川町	元から制度なし	元から制度なし

#### 5 生活保護減免制度の状況を踏まえた課題と当審議会における意見

以上のことを踏まえ、当審議会では、生活保護減免制度のあり方について以下の課題について議論した。

##### (1) 減免制度が生活保護費との二重給付に当たると考えられることについて

厚生労働省所管の社会保障審議会において示されている見解として、生活扶助基準は、衣食などのいわゆる日常生活に必要な基本的、経常的経費についての最低生活費を定めたものであり、この生活扶助基準のうち第2類費として定義されるものが世帯全体でまとめて支出される経費であり、例えば、電気代、ガス代、水道代などの光熱水費がこれに当たるとされている。このことから生活保護費の中に水道料金が含まれているのは明らかであり、下水道使用料もまたこれに類す

ると考えられ、上下水道局が設けている生活保護減免制度は二重給付に当たると解する。

(2) 全ての生活保護世帯が減免制度の適用対象でないことについて

3(3)でも説明したように、上下水道局との給水契約の相手方のみを減免の対象としていること自体が制度として不公平である。

(3) 今後の生活保護費引き下げに伴う配慮の必要性について

国において生活保護費の引き下げが検討されており、生活保護世帯への配慮は市全体でも必要である。しかしながら、そもそも生活保護費に光熱水費が含まれていることには変わりはない。

(4) 公営企業の事業として生活保護減免制度を設け、料金収入を減ずることについて

公営企業としては、独立採算性を基本とした健全な経営を進めることで顧客全体への利益還元のための企業努力をするべきであり、その結果として生活保護世帯にも還元されるというものでなければならない。生活保護世帯への経済的な軽減措置が必要と市が判断するのであれば、公営企業として清浄にして豊富低廉な水の供給や都市の健全な発達及び公衆衛生の向上と公共用水域の水質の保全のために、受益者負担の原則により独立採算制を基本とした経営を行うべき公営企業において制度を設けるのではなく、市の福祉施策として、市の一般財源をもって措置されるべきものである。

## 6 生活保護減免制度のあり方についての当審議会の考え

生活保護減免制度について、制度の創設、運用状況、近隣市町の状況を確認し、課題を出し合い、議論した。

その結論として、現在設けている生活保護減免制度は、制度として不公平なものであり、使用者全体においても負担の公平性の観点から不公平であることや、生活保護費に水道代が含まれていること、また近隣市町において同様の制度は廃止されてきていること、さらには公営企業会計の原理原則に馴染まないものであるから、生活保護減免制度はすみやかに廃止すべきである。

なお、制度を廃止するに当たっては、この制度を20年にわたり継続してきた経緯から、必要な周知期間を設け、生活保護減免対象者等に対して丁寧に説明するととも



に、制度廃止後は、納付相談等において、一層の懇切丁寧な対応を求めるものである。

## 7 おわりに

宝塚市の水道事業及び下水道事業においては、平成 28 年度に経営戦略を策定し、経営健全化の取組みを行っているものの、施設の老朽化や耐震化への対応等、解決すべき喫緊の課題が山積しており、両事業とも大変厳しい経営状況にある。特に、下水道事業においては、平成 28 年度に料金改定を行っているものの、今後更なる料金改定を検討する時期が来ることが予想される。

当審議会は、これらの状況を鑑み、使用者に対し適正な上下水道料金の負担を求めらるにあたっては、受益者負担の原則や負担の公平性に十分配慮すべきであり、全体の使用者の負担を考慮した安定的で効率的な事業運営に取り組まれることを望むものである。

(参考資料)

宝塚市上下水道事業審議会委員名簿及び審議経過

(1) 宝塚市上下水道事業審議会委員名簿

	構成	氏名
知識経験者	会長	田中 智泰
	会長職務代理者	後藤 達也
	委員	鍬田 泰子
	委員	尾崎 平
市内の公共的 団体等の代表	委員	今里 有利
	委員	名嘉眞 朝敏
	委員	久保田 久男
	委員	藤永 実枝子
	委員	中川 智之
公募の市民	委員	頼成 誠
	委員	田村 善胤
	委員	米田 みちる

(2) 宝塚市上下水道事業審議会審議経過

開催年月日	審議の概要
平成29年（2017年）12月21日	・ 水道事業及び下水道事業の経営状況等について ・ 「上下水道料金の生活保護減免制度のあり方」 についての諮問
平成30年（2018年）1月22日	・ 「上下水道料金の生活保護減免制度のあり方」 についての審議
平成30年（2018年）3月13日	・ 「上下水道料金の生活保護減免制度のあり方」 についての審議と答申のとりまとめ



宝塚市諮問第36号

宝塚市上下水道事業審議会

会長 田中智泰 様

上下水道料金の生活保護減免制度のあり方について

宝塚市上下水道事業審議会規則第2条の規定により、別紙のとおり上下水道料金の生活保護減免制度のあり方について諮問します。

平成29年(2017年)12月21日

宝塚市長 中川 智子





別紙

### 諮問趣旨

現在本市では、宝塚市水道事業給水条例第 32 条の規定に基づく同条例施行規程第 20 条第 1 項第 1 号及び宝塚市下水道条例第 27 条の規定に基づく同条例施行規程第 24 条第 1 項第 1 号を根拠として、生活保護法に基づく保護を受けている世帯を対象に、水道料金及び下水道使用料を減免することが出来る「生活保護減免制度」を設けています。

平成 27 年 3 月、貴審議会において、下水道事業経営のあり方についてご議論いただいた際に、本制度については見直すべきであるとのご意見を頂戴し、答申においても記載いただきました。

その後、本制度を廃止とするか否かについて熟慮した結果、当時、3 カ年をかけて生活保護費が段階的な見直しを受けており、厚生労働省事務次官通知の趣旨にも沿ってその影響を考慮することとしたこと、阪神間の他市においても同様の制度がまだ存続していたことから、廃止とせず、当面は継続するものと判断いたしました。

しかしながら、近年、他市においても同様の制度は廃止されていること、生活扶助基準の中には光熱水費が含まれており、福祉減免自体が二重給付であると考えられること、本市監査委員から制度の廃止について検討すべきではないかとの意見をいただいていることなどから、制度のあり方について改めて特化した形で審議会に諮問させていただきたいと考えたものです。

このような状況を踏まえ、今一度、福祉減免制度のあり方についてご意見を賜りますよう、貴審議会に諮問いたします。